

調達要求番号：6PEC1AX0802

仕 様 書		
インターネット広告掲載	作 成	令和 8 年 2 月 4 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊神奈川地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊神奈川地方協力本部が実施する「インターネット広告掲載」について適用する。

2 役務内容

WEB広告及び検索広告の原稿（画像データ）の作成・提出、広告掲載期間のスケジュール管理
 広告主との調整等広告掲載に関する一連の業務

3 役務に関する要求

(1) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

(2) 広告表示対象者

神奈川県内の18歳から32歳（男女）

(3) 広告媒体

Google広告・Yahoo! JAPAN広告

(4) 配信手配

リスティング広告・ディスプレイ広告等

リスティング広告の検索キーワードについては、官側と調整するものとする。

(5) クリック数

ア クリック回数 42,000回

イ 上記の回数を達成できない場合は官側と協議する。

※配信シミュレーションを広告前に提示すること。

(6) WEB広告に関するコンサルティング等

ア WEB広告に対する調査分析及び検索・クリック数増加のための分析をするものとする。

イ 分析内容については、表示回数・クリック数・クリック率・クリック単価・コンバージョン数・コンバージョン率等を含むものとし、分析結果については2週間ごと及び全般の最終分析を提出するものとする。（様式適宜）

(7) 広告内容

ア 広告のデザインについては、官側に提示して了承を得るものとし、素材については官側から提供を受けるものとする。

イ 本役務により作成した原稿（画像データ）に関する一切の著作権は官側に帰属し、官側の許可を受けていない原稿（画像データ）の二次使用は禁ずる。

4 著作権の譲渡等

- (1) 契約相手方は、本役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことや使用権に関する制約が存在しないことを確認するものとする。

- (2) 本役務の履行によって制作された著作物に関する著作権は官側に帰属するものとする。
- (3) 契約相手方は、著作権の帰属などに関し疑義が発生した場合は、官側と協議するものとする。
- (4) 契約相手方は、本役務の履行によって直接又は間接を問わず知り得た情報の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表などを許可なく行ってはならない。
- (5) 契約相手方は、本役務について過失により官側に損害を与えた場合、その負担は契約相手方の負担に帰すものとする。

5 検 査

本仕様書によるほか、契約相手方は役務完了後、役務完了届を提出すること。

6 そ の 他

細部事項については、官側とその都度調整すること。